

諮問庁：国家公安委員会委員長

諮問日：令和4年1月28日（令和4年（行個）諮問第5039号）

答申日：令和4年10月20日（令和4年度（行個）答申第5117号）

事件名：本人が提出した特定日付け監察請求状等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月30日付け令3国公安委個情発第2-1号により、国家公安委員会委員長（以下「国家公安委員会委員長」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）の変更を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示された国家公安委員会定例会議（特定年月日B）による特定年月日A付け監察請求事案が特定都道府県公安委員会へ回付するとの個人情報とは、法14条2項イによる公知情報であるが、特定都道府県公安委員会は特定年月日C付け特定文書番号・個人情報不存在決定処分をしているから、係属する行政文書として、前記監察請求事案に関する特定都道府県公安委員会へ回付された付随する行政文書一式（回付書）も情報公開されることで、特定都道府県公安委員会における職務上の義務違反や行政文書保管義務ないし行政文書事務取扱いの著しい法令違反を追及する必要があるから、付随する行政文書一式を含めて情報公開されること求める。

（2）意見書（反論書）

前提事実として、開示された国家公安委員会定例会議（特定年月日B）による特定年月日A付け監察請求事案が特定都道府県公安委員会へ回付

された対象行政文書は、法 14 条 2 号イによる公知情報であり、特定都道府県公安委員会は特定年月日 C 付け特定文書番号・個人情報不存在決定処分をした経過から、事後的には諮問庁の開示行政文書の真偽においても疑いを生じさせた経過であり、改めて諮問庁が管理する前記監察請求事案に関する特定都道府県公安委員会に回付した付随する対象行政文書一式、いわゆる、「回付書」など対象行政文書も存在すること自明である。

社会的責務として、警察法、法及び関連法規内部規定など法令順守に基づけば、諮問庁が回付した対象行政文書の事務取扱いだけではなく、その後の職務遂行状況においても、関係行政機関たる特定都道府県公安委員会での警察法上の職務上の義務違反ないし行政文書作成管理及び行政文書保存義務などの事務取扱いに関する関係行政機関による職務遂行上の法令順守も監理すべき社会的責務があるから、関係行政機関・特定都道府県公安委員会による違法に対する社会的責務あることも明白である。

主な法的理由として、本件保有個人情報開示請求においては法施行令 21 条（手数料）2 項 2 号に基づく「前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書」の適用を認めた顕著な事実があり、いわゆる公文書管理法 4 条（作成）、5 条（整理）、6 条（保存）法規範に基づけば、諮問庁は関係行政機関に対する「回付書」など付随する対象行政文書も保存し、関係行政機関での事務取扱いの経過も含めて監理した上で、既存行政文書ファイルは「一の行政文書」として管理保存すべき法的関係であるから、改めて請求人の変更請求には正当な理由があるといわざるを得ず、諮問庁の主張は法 14 条違反である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

原処分に係る保有個人情報開示請求において、審査請求人は、本件請求保有個人情報の開示を求めている。

2 原処分について

本件開示請求に係る保有個人情報について、処分庁において調査した結果、開示請求の対象となる保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、法 18 条 1 項の規定に基づき原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定都道府県公安委員会へ回付された付随する行政文書一式（回付書）」についても開示するよう主張し、原処分の変更を求めている。

4 本件審査請求に係る対応について

本件審査請求につき、審査請求人は原処分の変更を求めているが、原処

分は審査請求人による開示請求を認容するものであり、上記2で特定した本件対象保有個人情報について全部開示を行っているところ、原処分に違法・不当のいずれの瑕疵もなく、原処分を変更する理由も認められないことから、棄却するのが妥当である。

なお、原処分に係る開示請求に関し、処分庁において、「特定都道府県公安委員会へ回付された付随する行政文書一式（回付書）」の有無について、行政文書ファイルの確認、当時の担当者への聴取等により改めて調査した結果、上記2で開示した以外に対象となる保有個人情報がないことを確認している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月8日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月9日 審議
- ⑤ 同年10月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、付随する行政文書一式を含めて情報公開されることを求める旨主張し、本件対象保有個人情報の再特定を求めるものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人が、特定年月日A付けで国家公安委員会委員長宛てに送付した監察請求状等及び当該文書に関連して、処分庁が作成又は取得した文書に記録された保有個人情報を求めるものと解し、処分庁において事務を担当する部署の書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認できなかった。

イ 当該監察請求状は、国家公安委員会委員長宛てに送付されたものであるが、国家公安委員会は合議制の行政委員会であることから、国家公安委員会に対する意見・要望として処理すべく内容を精査したところ、審査請求人が特定県警察本部及び警察庁長官に対して行った特定

事件の捜査及び苦情申立等について、厳正な指導を行うよう求めたものであったことから、事務を担当する部署において、特定都道府県公安委員会に回付する旨の案で決裁文書を作成し、特定年月日Bに開催された国家公安委員会定例会議の議事とし、同定例会議において了承されたものである。

ウ 当該定例会議の結果を受け、事務を担当する部署において特定都道府県公安委員会に本件を回付したものであるが、本件のような意見・要望を他の都道府県公安委員会に対し回付する際には、一般的に、回付する旨の連絡文書（以下「送信票」という。）を含めた一式をファックスにて送信している。

送信票は、ファックスの件名及び枚数等を送信先に連絡するためのものであるため、送信先にファックスが到達した時点で用済みとなり、廃棄している。

エ 当該監察請求状の一連の処理に伴い作成又は取得した文書は、上記イのとおり、当該監察請求状の収受に係る文書1、国家公安委員会への上程に関する決裁に係る文書2、国家公安委員会定例会議の議事録である文書3であり、事務を担当する部署において、本件文書及び送信票の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は作成も取得もしておらず、仮に、本件において送信票を作成していたとしても既に廃棄しているため、本件文書の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は、保有していない。

オ 本件審査請求を受け、念のため、事務を担当する部署において書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認できなかった。

(2) 国家公安委員会委員長宛てに送付された当該監察請求状について、一連の処理に伴い作成又は取得した本件文書の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は保有していないなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る具体的な事情も認められない。また、本件対象保有個人情報の探索の範囲等についても特段の問題があるものとは認められない。

したがって、国家公安委員会において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、国家公安委員会において、本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求保有個人情報

特定年月日 A 付け国家公安委員会委員長あて監察請求状など及び当該文書受理簿など付随する行政文書（決裁書など）一式（警察法 12 条の 2 関連）

2 本件対象保有個人情報が記録された文書（本件文書）

文書 1 特定年月日 D 付け収受に係る文書（特定年月日 D 付け特定文書番号）

文書 2 決裁・供覧用紙（特定決裁日，件名「国家公安委員会に対する意見・要望及び処理案について（特定年月日 B）」，「御意見・御要望等（案）」が添付されたもの）

文書 3 国家公安委員会定例会議（特定年月日 B）会議録